



健やかに暮らす
健康福祉都市

潟 上 市

第4期

障害者計画

第7期

障害福祉計画

第3期

障害児福祉計画



令和6年3月

秋田県潟上市



はじめに

近年、障がいのある人の高齢化や重度化、外見からはわかりにくい障がいのある人などに対する障害福祉のニーズは多様化しています。地域で安心して生活していくために一人ひとりの人権が尊重され、ニーズにあった障害福祉サービスの提供が求められています。また、障がいのある人の高齢化や保護者など家族の高齢化が課題となり、国の第5次障害者基本計画に基づいて、障がいの有無にかかわらず、ともに支えあいながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。

本市では「潟上市第4期障害者計画」等の策定にあたり、潟上市総合計画にある「健やかに暮らす 健康福祉都市」を基本理念に第3期障害者計画の基本目標を継承しつつ、障がいのある人が安心して生活できる地域、全ての市民が安心して生活できる住みよい地域づくりに取り組んでまいります。

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現、SDGs「誰一人取り残さない」という基本的な考え方や目標を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会を目指してまいりますので、市民の皆様のご理解とご参画をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましては、多大なご尽力をいただきました潟上市障害者地域自立支援協議会委員の皆様はじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

潟上市長 鈴木雄大

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方（計画の概要）	
1. 計画策定の趣旨	1
2. SDGsの理念・目標を踏まえた取り組み	2
3. 基本理念と基本目標	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の期間	4
6. 他計画との関連	5
7. 計画の策定体制	6
8. 対象とする障がい者	6
9. 障がい福祉施策の体系	7
第2章 潟上市の障がい児・者の状況	
1. 人口の推移	8
2. 障がい児・者の推移	8
3. 難病患者の状況	14
4. 障害福祉サービスの利用状況	16
5. 特別支援教育の状況	18
6. 障害者手当等の受給状況	19
第3章 第4期障害者計画	
1. 障がい福祉施策の方向性	20
2. 施策の展開	21
基本目標Ⅰ 地域における生活支援体制の充実	21
基本目標Ⅱ 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進	26
基本目標Ⅲ バリアフリーの推進	31
第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	
1. 基本的な考え方	34
2. 障害福祉サービス等の体系	35
3. 令和8年度までの数値目標（成果目標）	36
4. 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）	44
5. 地域生活支援事業の内容と見込量	55
第5章 計画の推進にあたって	61

本計画では、「障がい」と「障害」の表記について、次のとおりとします。

- 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」をひらがな表記します。
- 「法律や条例等に基づく制度および施設等の名称」、「組織名」、「事業所等の固有名称」に「障害」が使われている場合はそのまま表記します。

第1章

計画策定の基本的な考え方 (計画の概要)

1 計画策定の趣旨

近年、障害福祉を取り巻く環境は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障がいのある人やその家族の高齢化、障害の重度化や重複化などにより、ニーズは多様化してきています。障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、必要な支援が提供できる環境づくりが求められています。

潟上市（以下：「本市」という）において、こうした状況を踏まえながら平成30年3月に「第3期潟上市障害者計画」を策定し、「健やかに暮らす健康福祉都市」を基本理念とし、障害福祉施策に取り組んできました。

また、令和3年3月に「第6期潟上市障害福祉計画、第2期潟上市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保や実施目標などを定めました。

令和5年3月、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画「第5次障害者基本計画」が策定されました。この計画の基本理念には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示395号 最終改正：令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（以下「基本指針」という）では、令和6年から令和9年までの市町村が計画を策定する際に即すべき事項を定めています。

本市の「潟上市第3期障害者計画」（平成30年度～令和5年度）、「潟上市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の計画期間が令和5年度末で終期を迎えます。社会情勢や国の動向、本市の取り組みや障がいのある人のニーズを踏まえ共生社会をめざし、令和6年度を初年度とする「潟上市第4期障害者計画・潟上市第7期障害福祉計画・潟上市第3期障害児福祉計画（以下「本計画」という）を一体的に策定するものです。

2

SDG s の理念・目標を踏まえた取り組み

平成27年9月、国連総会において、SDG s（持続可能な開発目標）が採択されました。SDG s とは、「誰一人取り残されない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。令和12年までに経済・社会・環境等の17の目標と169のターゲットから構成されています。

障がい福祉施策は、このSDG s の基本的な考え方や目標を踏まえて、取り組みを進めていくことが重要になってきます。

本計画において、SDG s の掲げる目標の実現に向け、施策の推進をめざします。



本計画は、障がいのある人もない人も住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくことができるよう、国の基本指針を踏まえ、第2次潟上市総合計画を上位計画に潟上市福祉計画等に沿って、次のとおり基本理念と基本目標とし今後の障がい福祉施策を推進していきます。

基本理念

健やかに暮らす健康福祉都市

基本目標

- I 地域における生活支援体制の充実
- II 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進
- III バリアフリーの推進

4 計画の位置づけ

本市が策定する障がい福祉施策についての計画は、①障害者計画、②障害福祉計画、③障害児福祉計画です。それぞれの計画の根拠法令、内容は以下のとおりです。

●障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の根拠法令と内容

	①障害者計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	概ね5～10年を1期とする中長期計画	3年を1期とする計画	3年を1期とする計画
計画の内容	保健・医療・福祉・雇用・教育・就労・広報・啓発など多岐分野に渡る障がい者施策全般の基本的指針を定める計画	障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量や見込み量の確保について方策を定める計画	障害児通所支援および障害児相談支援体制の提供体制の確保について定めた計画

5 計画の期間

第4期障害者計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

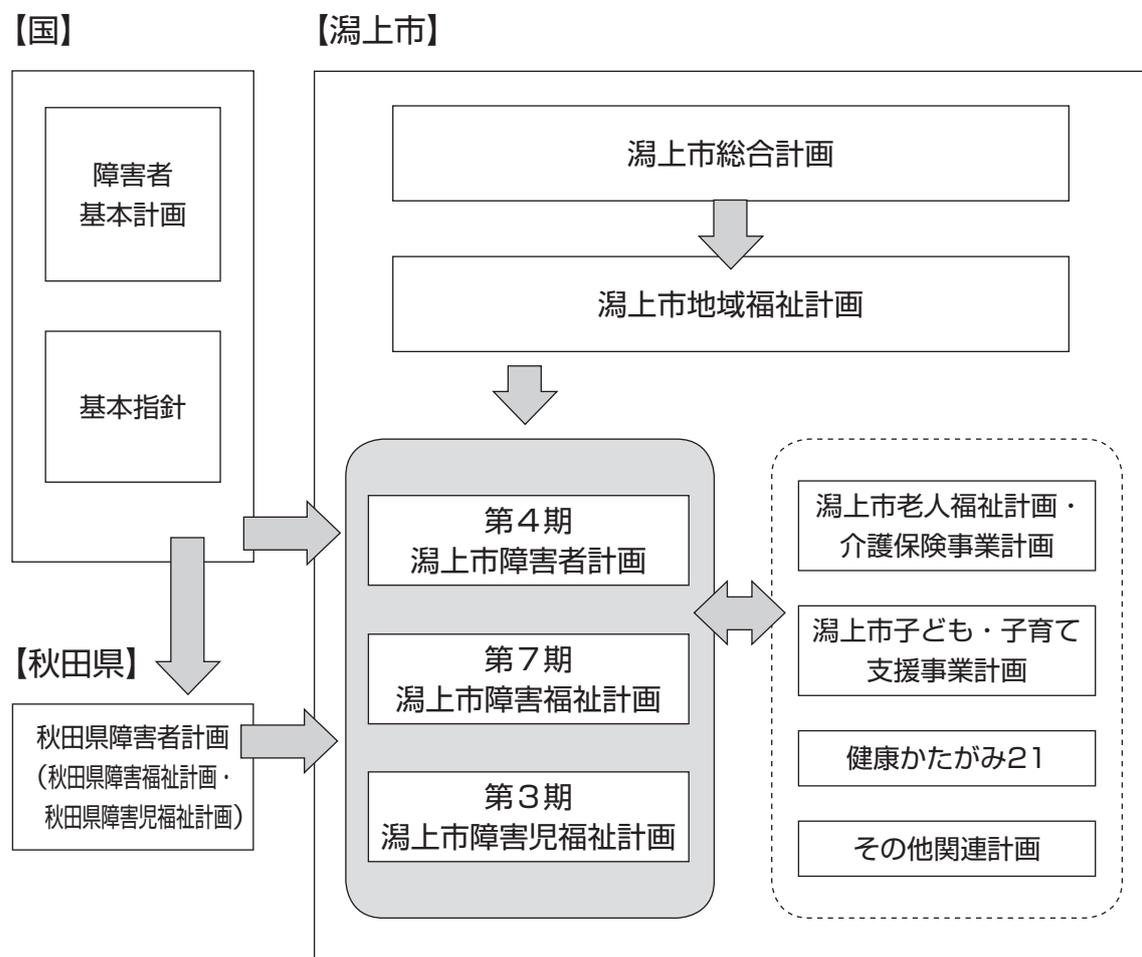
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期障害者計画						第4期障害者計画					
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画			

6

他計画との関連

本計画は、国の障害福祉に係る法律や指針を踏まえて策定するとともに、「秋田県障害者計画」との整合性を図ります。また、本市の最上位計画である「潟上市総合計画」や「潟上市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図るとともに、障がい福祉施策に関する基本的な計画である「潟上市第4期障害者計画」と一体的に策定します。

さらに、「障害児福祉計画」は、本市の子ども子育てに関する施策の「子ども・子育て支援事業計画」を含めた関連計画と整合性を図ります。



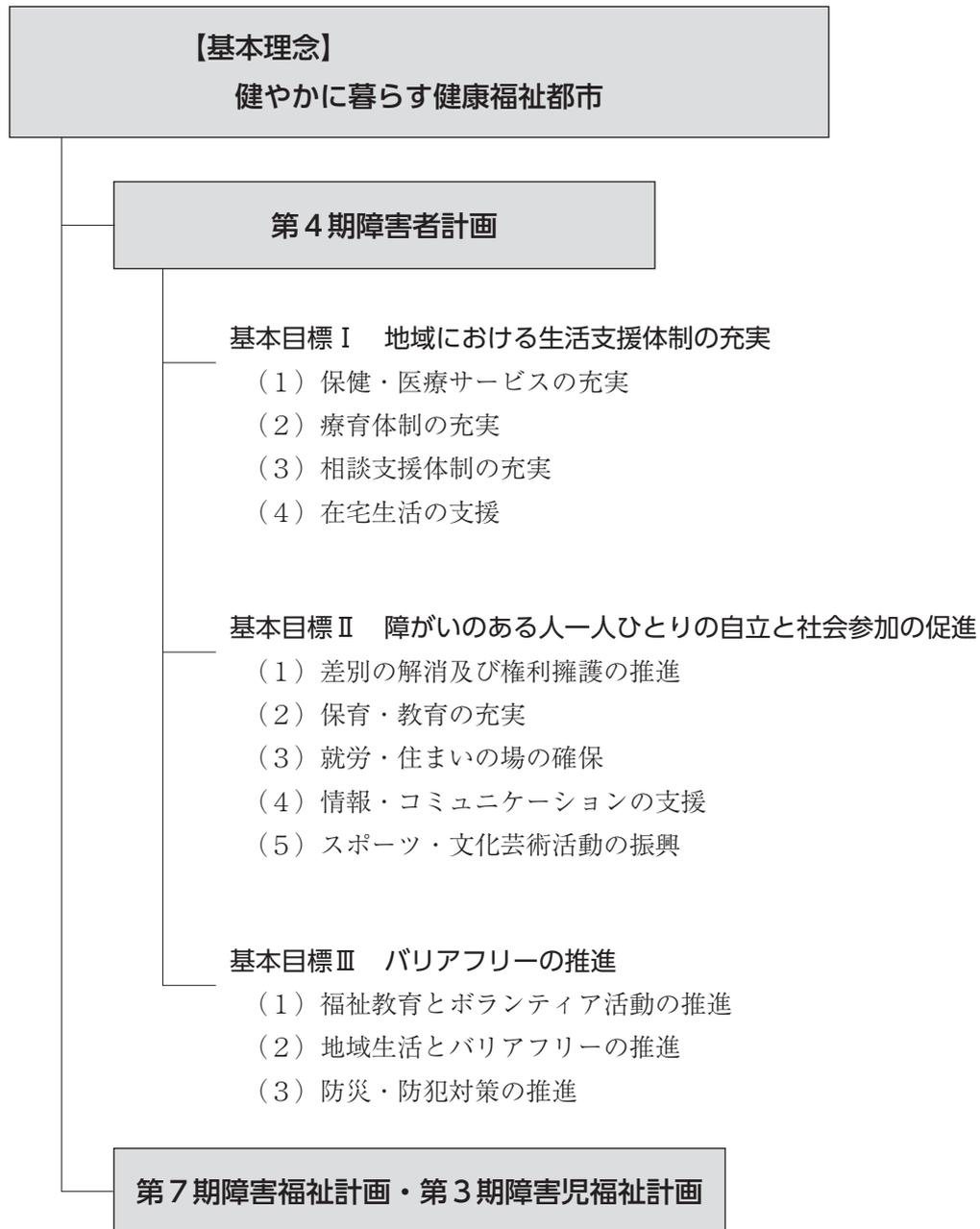
7 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、障害者団体関係者、保健福祉医療機関関係者、障害福祉サービス提供事業者、相談支援事業者、教育機関、行政関係者等からなる既存の「潟上市障害者地域自立支援協議会」で協議を重ねて策定します。

8 対象とする障がい者

本計画の「障がいのある人」の範囲は、障害者基本法第2条に規定される者を対象とします。身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者）及びに難病患者で18歳以上の者並びに障害児とします。

本計画は、国の第5次障害者基本計画及び県の第2次秋田県障害者計画、第2次潟上市総合計画（後期基本計画）に基づき、本市の実情に即した施策を次のとおり推進します。

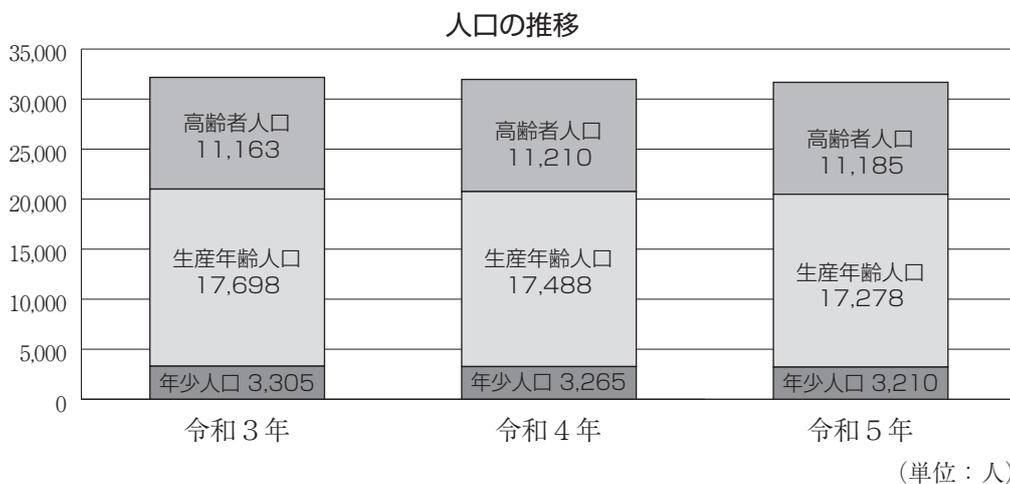


第2章

潟上市の障がい児・者の状況

1 人口の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少し、高齢化が進行しています。



	令和3年	令和4年	令和5年
■高齢者人口（65歳以上）	11,163	11,210	11,185
■生産年齢人口（15～64歳）	17,698	17,488	17,278
■年少人口（15歳未満）	3,305	3,265	3,210
総人口	32,166	31,963	31,673

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 障がい児・者の推移

令和5年3月31日現在、障がい児・障がい者の総数は、1,990人です。このうち身体障がい児・者が1,454人、知的障がい児・者が257人、精神障がい児・者が279人です。

●障がい者及び障がい児の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい児・者	1,505	1,450	1,454
知的障がい児・者	269	278	257
精神障がい児・者	247	270	279
計	2,021	1,998	1,990

資料：福祉の概要

(1) 身体障がい児・者の状況

身体障がい者（児）は、令和5年3月31日現在、1,454人です。60歳以上が全体の86%を占めます。

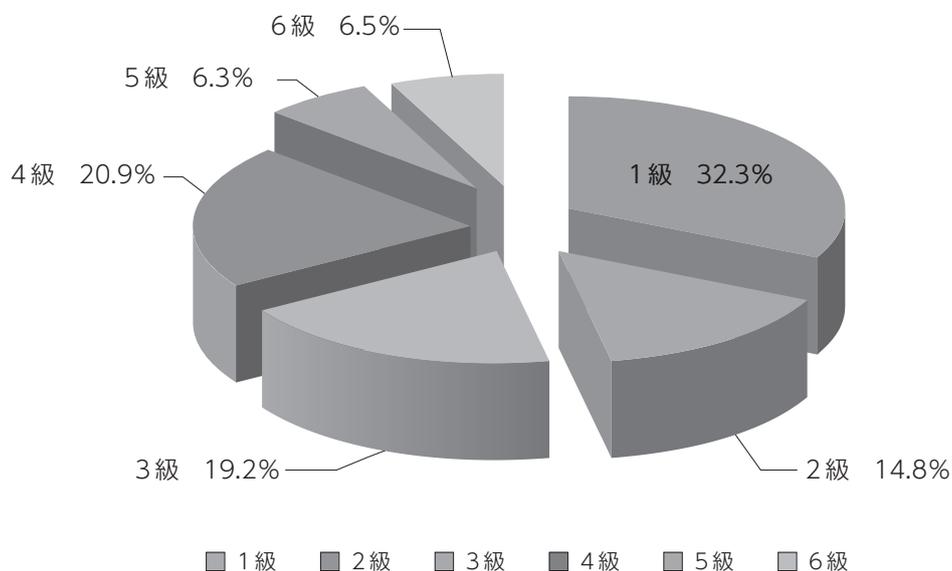
●身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	等級割合	年代内訳		
					0～17歳	18～59歳	60歳以上
					1級	372	379
2級	278	255	215	14.8%	2	29	184
3級	342	325	279	19.2%	0	33	246
4級	344	321	304	20.9%	2	32	270
5級	68	72	91	6.3%	0	19	72
6級	101	98	95	6.5%	1	12	82
計	1,505	1,450	1,454	100.0%	10	193	1,251

資料：福祉の概要

令和4年度 身体障害者等級別構成比



障がい種類別では、肢体不自由者783人で半数以上を占めており、次いで、内部障がい者が457人です。内部障がいの内訳では、心臓機能障がい者が281人と多く、じん臓機能障がい者が80人です。

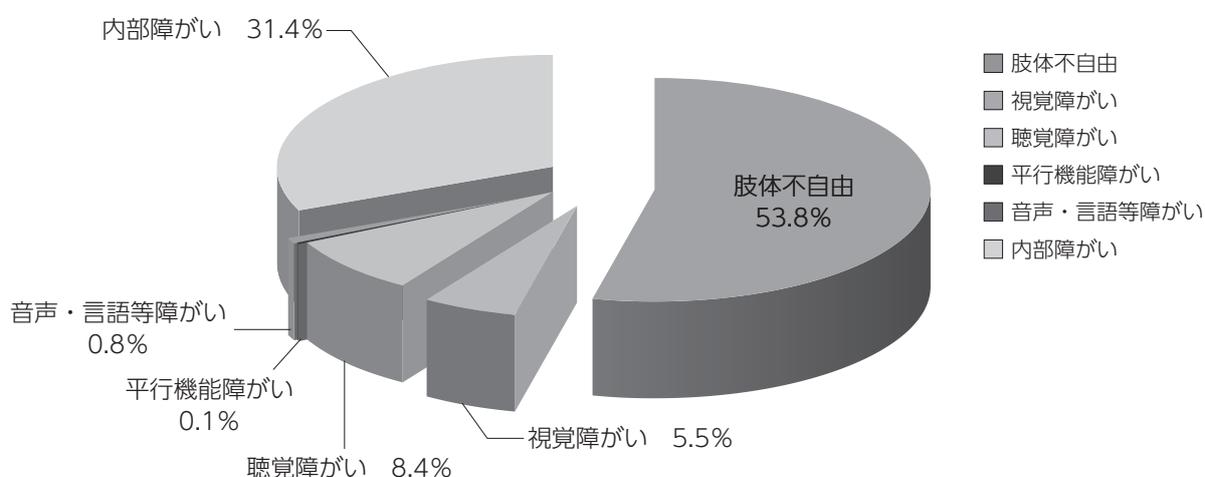
●障害等級別身体障害者手帳所持者

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
肢体不自由	165	166	155	190	75	32	783
視覚障がい	27	21	4	10	13	5	80
聴覚障がい	6	23	14	19	2	58	122
平行機能障がい	0	0	0	0	1		1
音声・言語等障がい	0	0	9	2			11
内部障がい	272	5	97	83			457
心臓機能障がい	191	4	60	26			281
じん臓機能障がい	73	0	7	0			80
呼吸器機能障がい	5	0	22	6			33
膀胱直腸機能障がい	0	0	8	49			57
小腸機能障がい	1	0	0	2			3
肝臓機能障がい	2	1	0	0			3
HIVによる免疫不全	0	0	0	0			0
計	470	215	279	304	91	95	1,454

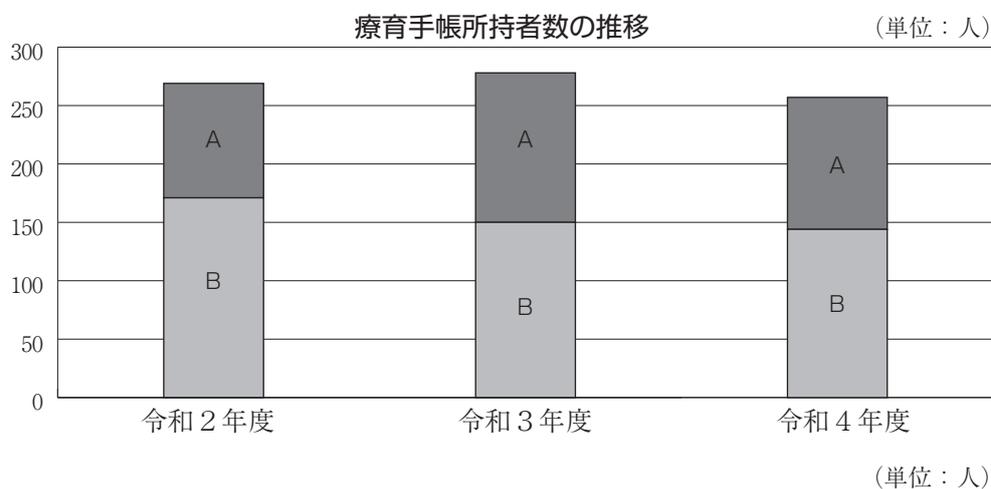
資料：福祉の概要（令和5年3月31日現在）

身体障害者手帳障がい種類別構成比



(2) 知的障がい児・者の状況

知的障がい者（児）へ交付される療育手帳の所持者数は、令和5年3月31日現在、257人で、療育手帳A（最重度・重度）は113人、療育手帳B（中度・軽度）は144人です。また、年代別では18歳未満が42人、18歳以上が215人です。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	98	128	113
B	171	150	144
合計	269	278	257

資料：福祉の概要

●年齢別療育手帳所持者

(単位：人)

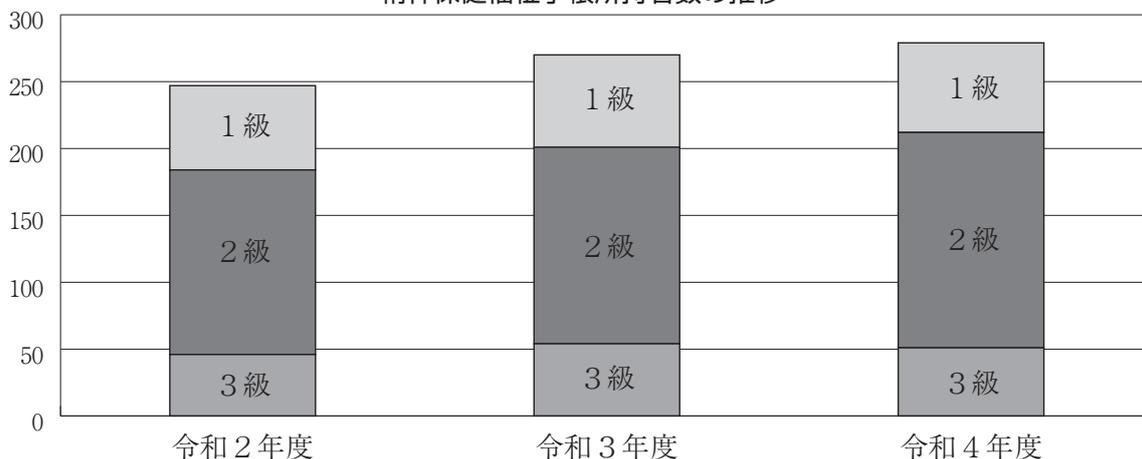
年齢別	等級		合計
	A (最重度・重度)	B (中度・軽度)	
0～6歳	0	6	6
7～12歳	5	8	13
13～17歳	3	20	23
18～19歳	7	17	24
20～29歳	23	30	53
30～39歳	16	22	38
40～49歳	12	17	29
50～59歳	10	11	21
60～64歳	10	5	15
65～69歳	7	4	11
70歳以上	20	4	24
合計	113	144	257

資料：福祉の概要（令和5年3月31日現在）

(3) 精神障がい児・者の状況

精神保健福祉手帳所持者は年々微増傾向にあり、令和5年3月31日現在、279人、障がい等級別では、1級67人、2級161人、3級が51人です。年代別では、20歳未満が14人、20歳以上が265人です。

精神保健福祉手帳所持者数の推移

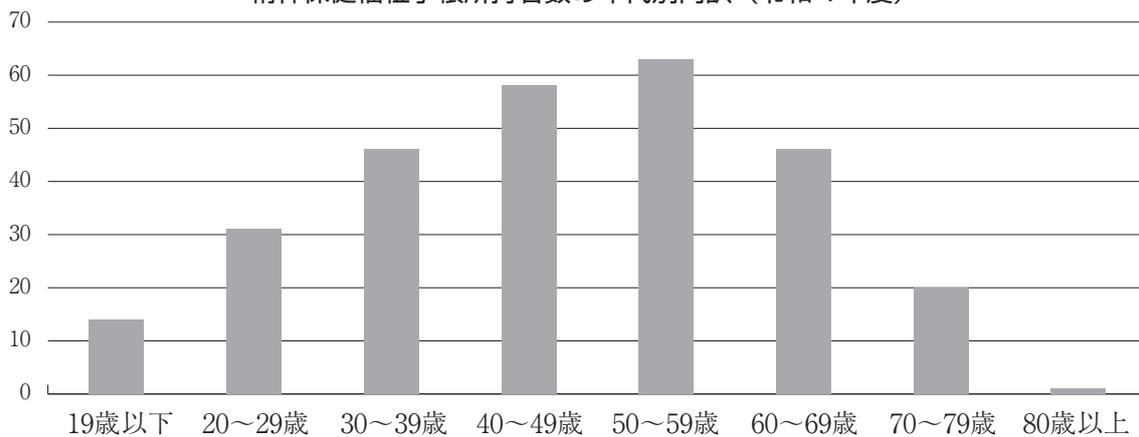


(単位: 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	63	69	67
2級	138	147	161
3級	46	54	51
合計	247	270	279

資料: 福祉の概要

精神保健福祉手帳所持者数の年代別内訳 (令和4年度)



(単位: 人)

	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上
人数	14	31	46	58	63	46	20	1

資料: 福祉の概要 (令和5年3月31日現在)

精神障がい者の入院は、増加傾向です。自立支援医療（精神通院）受給者は年によって変動があります。

●精神障がい者の入院・通院状況

(単位：人)

年度	入院			在宅			合計
	措置入院	医療保護入院	計	自立支援医療受給者数	その他(任意入院含む)	計	
令和2年度	0	39	39	458	316	774	813
令和3年度	0	40	40	529	274	803	843
令和4年度	1	51	52	519	303	822	874

資料：秋田中央保健所業務概要

●精神障がい者の状況

(単位：人)

病名区分	
統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	248
気分(感情)障害	247
てんかん	51
症状性を含む器質性精神障害	146
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	15
知的障害(精神遅滞)	19
成人の人格及び行動の障害	8
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	60
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1
心理的発達の障害	53
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	20
その他	6
合計	874

資料：秋田中央保健所業務概要(令和5年3月31日現在)

3

難病患者の状況

原因が不明で治療方法が確立しておらず、経過が慢性で後遺症が残っていく可能性がある病気が難病です。

本市において、令和5年3月31日現在、特定医療費（指定難病）受給者証の交付者数は271人、小児慢性特定疾患医療受給者証の交付者数は31人です。

●特定医療費（指定難病）受給者証・小児慢性特定疾患医療受給者証の所持者（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費（指定難病）受給者証	276	271	271
小児慢性特定疾患医療受給者証	45	36	31

資料：秋田中央保健所業務概要

●小児慢性特定疾患名別受給者

（単位：人）

疾患区分	
悪性新生物	2
慢性腎疾患	0
慢性呼吸器疾患	0
慢性心疾患	6
内分泌疾患	4
膠原病	2
糖尿病	2
先天性代謝異常	1
血液疾患	3
免疫疾患	0
神経・筋疾患	3
慢性消化器疾患群	6
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候	0
皮膚疾患	2
骨系統疾患	0
脈管系疾患	0
合計	31

資料：秋田中央保健所業務概要（令和5年3月31日現在）

●特定医療費（指定難病）疾患名別受給者

(単位：人)

疾患名	
筋萎縮性側索硬化症	4
進行性核上性麻痺	7
パーキンソン病	28
重症筋無力症	4
多発性硬化症／視神経脊髄炎	5
多系統萎縮症	4
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	8
全身性エリテマトーデス	15
皮膚筋炎／多発性筋炎	8
全身性強皮症	5
シェーグレン症候群	5
ベーチェット病	6
特発性血小板減少性紫斑病	6
多発性嚢胞腎	5
後縦靱帯骨化症	10
サルコイドーシス	8
特発性間質性肺炎	4
網膜色素変性症	7
原発性胆汁性胆管炎	6
クローン病	14
潰瘍性大腸炎	50
一次性ネフローゼ症候群	5
好酸球性副鼻腔炎	4
その他	53
合計	271

資料：秋田中央保健所業務概要（令和5年3月31日現在）

4

障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスを利用している障がい児・者は次のとおりです。

(1) 障がい者施設

障がい種別の施設利用は次のとおりです。

●障がい者施設利用状況

(単位：人)

障がい種別	令和3年		令和4年		令和5年	
	入所	通所	入所	通所	入所	通所
身体	19	9	21	12	19	14
知的	54	71	55	76	54	91
精神	-	46	-	38	-	48
合計	73	126	76	126	73	153

資料：福祉の概要（各年5月1日現在）

入所…施設入所支援

通所…生活介護・自立訓練・就労継続支援（A型・B型）

(2) 共同生活援助（グループホーム）

障がい者が地域において自立生活を営むための共同生活援助（グループホーム）の利用は次のとおりです。

●共同生活援助（グループホーム）の利用状況

(単位：人)

障がい種別	令和3年	令和4年	令和5年
身体	1	1	1
知的	18	15	15
精神	24	20	18
合計	43	36	34

資料：福祉の概要（各年5月1日現在）

(3) 宿泊型自立訓練の利用状況

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間の支援に基づき行う宿泊型自立訓練（※1）の利用は次のとおりです。

●宿泊型自立訓練の利用状況

（単位：人）

障がい種別	令和3年	令和4年	令和5年
精神	3	4	5

資料：福祉の概要（各年5月1日現在）

(4) 障害児福祉サービス

発達に支援が必要な子どもが、成長に応じた指導・訓練のための障害児福祉サービスの利用は次のとおりです。

●障害児福祉サービスの利用状況

（単位：人）

サービス名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所等訪問支援	16	3	6
児童発達支援	15	16	16
放課後等デイサービス	58	57	53

資料：湯上市社会福祉課

用語解説

※1 宿泊型自立訓練…宿泊をして、自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間の支援に基づき行う

5 特別支援教育の状況

市内には、小学校6校、中学校3校があり、各校に特別支援学級が設置されています。潟上市教育委員会では、早期からの教育支援体制づくり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。

●特別支援学級在籍児童生徒数 (単位：人)

学級種別	小学校	中学校	合計
知的障害特別支援学級	18	9	27
弱視特別支援学級	1	0	1
難聴児特別支援学級	2	0	2
自閉症・情緒障害特別支援学級	17	6	23
合計	38	15	53

資料：潟上市教育総務課（令和5年5月1日現在）

●特別支援学級在籍児童生徒数の推移 (単位：人)

学級種別	令和3年	令和4年	令和5年
知的障害特別支援学級	19	24	27
肢体不自由特別支援学級	0	0	0
病弱・肢体虚弱特別支援学級	0	0	0
弱視特別支援学級	1	1	1
難聴児特別支援学級	1	1	2
自閉症・情緒障害特別支援学級	15	22	23
合計	36	48	53

資料：潟上市教育総務課（令和5年5月1日現在）

●県立特別支援学校に在籍する潟上市の児童生徒数 (単位：人)

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
県立天王みどり学園	6	9	12	27
県立秋田きらり支援学校	1	0	2	3
県立栗田支援学校	0	1	2	3
合計	7	10	16	33

資料：潟上市教育総務課（令和5年5月1日現在）

障がいのある児・者の手当は次のとおりです。

(1) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当です。

●特別児童扶養手当の受給状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数（1級）	32	26	24
受給者数（2級）	86	91	104
合計	118	117	128

資料：潟上市社会福祉課

(2) 障害児福祉手当

障害児福祉手当は、20歳未満の在宅児（者）で、重度身体障がいまたは、重度知的障がいなどで常時介護を要する者に支給される手当です。

●障害児福祉手当の受給状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	30	30	22

資料：潟上市社会福祉課

(3) 特別障害者手当

特別障害者手当は、重度身体障がいまたは、重度知的障がいなどで常時介護を要する者に支給される手当です。

●特別障害者手当の受給状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	46	46	46

資料：潟上市社会福祉課

第3章

第4期障害者計画

1 障がい福祉施策の方向性

本市の障がい福祉施策の方向性は次のとおりです。

【基本理念】

健やかに暮らす健康福祉都市

【基本目標】

I 地域における生活支援体制の充実

II 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

III バリアフリーの推進

【施策】

- (1) 保健・医療サービスの充実
- (2) 療育体制の充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 在宅生活の支援

- (1) 差別の解消及び権利擁護の推進
- (2) 保育・教育の充実
- (3) 就労・住まいの場の確保
- (4) 情報・コミュニケーションの支援
- (5) スポーツ・文化芸術活動の振興

- (1) 福祉教育とボランティア活動の推進
- (2) 地域生活とバリアフリーの推進
- (3) 防災・防犯対策の推進

基本目標 I 地域における生活支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように相談支援体制や各種福祉サービスの基盤整備を図ります。



(1) 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障がいの予防や軽減を図るためには、疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことが大切です。妊娠・出産期をはじめ、幼児期から高齢期まで、一貫した保健・医療サービスを提供するとともに、増加している心臓機能障害、腎機能障害などに対する生活習慣病予防対策、糖尿病などの重症化予防対策が重要です。

障がいのある人が家庭や地域で安心して生活していくために、緊急時でも適切な医療を受けられる体制の整備、個々の身体状態に合わせた適切なりハビリテーションを提供する必要があります。

【施策の方向性】

①早期発見・早期治療体制の充実

乳幼児に対して、身体の発育、精神発達の総合的な健康診査を行う乳児健診、1歳6か月児健診、2歳半児歯科健診や3歳児健診および、5歳児相談を充実させ、ことばや運動発達の遅れのある子どもの早期発見・早期療育指導に努めます。また、子どもの発達や関わり方に悩む保護者に対し臨床心理士による発達相談会を開催し、保護者の不安軽減や早期の療育へつなげます。

また、健康づくりの推進により障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見、生活習慣病の重症化予防に努めます。

■5歳児相談事業 ■発達相談会 ■健康相談 ■こころの健康相談

②医療費の給付・助成制度の周知

高齢身体障がい者および重度心身障がい児・者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の負担軽減制度の活用を図ります。また、障がいのある人に対し、必要な医療に要する費用の一部を公費負担する制度の活用と周知を図ります。

■秋田県福祉医療費助成事業 ■自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

③救急医療体制の周知

精神に障がいのある人の緊急時における精神医療を確保するため、夜間休日に受診できる精神科救急医療輪番制病院があり、その周知に努めます。

■秋田県精神科救急医療体制整備事業

(2) 療育体制の充実

【現状と課題】

発達に支援が必要な子どもやその保護者が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、子どもの成長とともに個々の特性や一人ひとりのニーズに応じた一貫した療育が必要です。発達の支援が必要な子どもの早期発見、適切な療育により、生活能力の向上を図る必要があります。

【施策の方向性】

①早期療育と相談支援の充実

発達に支援が必要な子どもの早期発見、早期療育指導に努め、関係機関と連携し、成長に応じた指導・訓練のための障害児福祉サービスの活用を促進します。

■障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援）

②保護者の負担軽減

障がいのある子どもの保護者の経済的な負担を軽減するため、各種手当の周知に努めます。

■特別児童扶養手当 ■障害児福祉手当 ■すこやか療育支援事業

③医療的ケア体制の連携

医療的ケアを必要とする障がい児に対して、関係機関が連携をし、通園や通学など日常生活の現状や課題など情報共有し、対策検討を行い、支援体制の充実に努めます。

(3) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人の相談は、福祉・保健・教育・雇用・住居・活動の場など多岐にわたります。

障がいのある人や介護者の高齢化、発達障害、高次脳機能障害、難病、ひきこもりなど専門的な対応が必要とされる相談が増加しています。

本市では、障害種別に応じて専門の相談支援事業を4カ所、重度障害者等訪問療育支援事業（※1）を1カ所に委託しています。

用語解説

※1 重度障害者等訪問療育支援事業…医療的ケアを必要とし、通所が困難な重度障害者に対し、障害者事業所の職員が自宅訪問し、療育指導等を行い社会からの孤立を防ぐ事業

●令和4年度相談支援事業の相談件数

(単位：件)

事業所名	所在地	障がい種別	相談件数
潟上市社会福祉協議会ほほえみ相談支援事業所	潟上市	主に身体障がい	470
南秋つくし苑	八郎潟町	主に知的障がい	134
指定相談支援事業所クローバー	秋田市	主に精神障がい	180
大日寮指定相談支援事業所	三種町	主に知的障がい	6
合 計			790

(令和5年3月31日現在)

●令和4年度相談支援事業（重度障害者等訪問療育支援事業）

(単位：件)

事業所名	所在地	内 容	件 数
潟上天王つくし苑	潟上市	医療的ケアを必要とし、通所が困難な重度障害者等に対し、障害者事業所の職員が自宅訪問し、療育指導等を行い社会からの孤立を防ぐ	14

(令和5年3月31日現在)

【施策の方向性】

①情報提供の充実

本市のホームページや広報等を活用して、障害福祉サービス等の情報提供を行う体制づくりに努めます。

障がいのある人に対して相談窓口での情報提供、ホームページや広報等を活用しての情報提供に努めます。

②相談支援体制の充実

高齢化や核家族化に伴い、障がいのある人が抱える生活課題は複雑化・多様化しています。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように相談支援事業所との連携により、相談支援の充実を図っていきます。障がいのある人の状況に応じた障害福祉サービスの利用を促進します。

③身体障害者相談員・知的障害者相談員の周知

身体障害者福祉法や知的障害者福祉法に基づき、本市では身体障害者相談員と知的障害者相談員を委嘱しています。地域生活において身近な相談役の障害者相談員の役割は重要です。今後も障害者相談員の周知に努めます。

(4) 在宅生活の支援



【現状と課題】

障がいのある人が、地域でできる限り自立した社会生活を営むために、ニーズに即した障害福祉サービスの提供が必要です。

障がいの重度化や重複化、介護者の高齢化、精神疾患者の増加などを背景に障害福祉サービスのニーズが増大しています。

【施策の方向性】

障がいのある人が慣れ親しんだ地域で生活ができるよう、障がいの特性や個の生活実態などに応じて各種サービスを提供できる体制づくりに努めます。

①障害福祉サービスの活用

身体介護・家事援助等が受けられる居宅介護（ホームヘルプサービス）の活用により、在宅障がい児・者の生活を支援します。

障がいのある人を介護する家族の負担緩和や軽減のため、短期入所（ショートステイ）の利用者を促進します。

②就労継続支援事業の推進

障がいなどにより一般就労が困難な方のために就労の機会や生産活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の周知や情報提供に努めます。

③地域生活支援事業の実施

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日常生活用具の給付、地域活動支援センター、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、移動支援などの事業を実施します。

■日常生活用具給付等事業 ■日中一時支援事業

■意思疎通支援事業 ■移動支援事業 ■地域活動支援センター事業

④補装具費の支給

身体障害者手帳の交付により、障がいの内容や程度に応じて、補聴器や義肢、車いす等の購入または修理のための補装具費を支給します。

⑤難聴児補聴器購入費の補助

身体障害者手帳の交付対象にならず、補装具費の支給対象外となる軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

■難聴児補聴器購入費補助金

⑥地域活動支援センターへの通所支援

地域活動支援センターに通所している人が公共交通を利用した場合に、交通費を支援します。

■作業所等通所者交通費補助金

⑦重度障害者移動費給付事業（タクシー券）

重度の障がい児・者に対し、タクシー初乗り料金相当分をタクシー券として交付し、通院や買い物等の社会生活における負担軽減を図ります。

■重度障害者移動費給付事業（タクシー券）

⑧福祉手当等の周知

在宅の障がい児・者で、重度障害により常時介護を必要とする人に支給される特別障害者手当・障害児福祉手当、心身に障害を持つ児童の保護者に支給される特別児童扶養手当等があります。その手当を広報やホームページを活用し周知に努めます。

■特別児童扶養手当 ■障害児福祉手当 ■特別障害者手当

基本目標Ⅱ 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように自立と社会参加は重要になります。障がいのある人がその能力に応じて就労や社会参加ができるように多様なサービスの充実をめざします。

乳幼児期からの早期療育、教育、就労支援など障がいのある人が安心して生活できる支援体制の整備に努めます。



(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

障害者差別解消法や障害者虐待防止法に基づき、差別の解消、虐待の防止、成年後見制度の利用促進などの広報や啓発活動はとても重要です。潟上市社会福祉課に「潟上市障害者虐待防止センター」を設置し、相談の窓口としています。

【施策の方向性】

①差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消を図るため、障がいのある人やその家族などから障害を理由とする差別に関する相談に応じます。また障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決を図ることができる体制の整備に努めます。

障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、障がいのある人の権利擁護のための取り組みを行います。

潟上市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業（※1）の周知を図り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

②潟上市障害者地域自立支援協議会の活用

潟上市障害者地域自立支援協議会において、判断能力が不十分な障がいのある人等の事例検討を行い、権利擁護に必要な支援を受けられるよう協議します。

③関係機関との連携

虐待の早期発見や早期対応、障がいのある人の安全確保のために、相談支援事業所等関係機関や必要に応じて警察などとの連携に努めます。

用語解説

※1 日常生活自立支援事業…認知症や知的障害・精神障害などによって、判断能力に不安のある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう次のサービスを支援する事業

■福祉サービスの利用援助 ■日常的金銭管理サービス ■書類等の預かりサービス

④成年後見制度の活用

判断能力の不十分な人が契約など法律上の行為を行う上で、本人の判断能力を補い、権利を保護する成年後見制度の活用を支援します。

■成年後見制度利用支援事業



(2) 保育・教育の充実

【現状と課題】

発達が気になる子どもや障がいのある子どもの保育や教育は、発達や障がいに応じた支援が必要となります。また、子ども一人ひとりの能力を伸ばしていくために適切な支援体制が重要です。

保育士や教職員等の障がいに対する理解、指導力の向上を図るとともに、保護者の相談支援体制の充実を図ることが大切です。

【施策の方向性】

①保育相談・就学相談の充実

発達の課題を早期に発見し、発達ที่気になる子どもや障がいのある子ども一人ひとりに応じた適切な支援・教育を受けることができるよう、関係機関との連携を強化し、保護者に対する相談支援の充実を図ります。

■幼児通級教室 ■園訪問 ■教育相談

②障がい児保育の支援

発達に支援が必要な幼児に対して、保育士等の加配を行い、支援を行っていきます。

■障害児保育対策事業

③インクルーシブ（※1）保育・教育の推進

障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に育ち合うことを願い「インクルーシブ（包括的）」な保育・教育の受け入れ体制を推進します。

④児童福祉法に基づくサービス

児童福祉法による障がいのある児童を対象にしたサービスの活用を図ります。日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援します。

■児童発達支援 ■保育所等訪問支援 ■放課後等デイサービス

用語解説

※1 インクルーシブ…すべてを含んでいる様子

⑤保護者への経済的支援

特別支援学級・特別支援学校に通学する児童・生徒に対して、特別支援教育就学奨励費を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

■特別支援教育就学奨励費

(3) 就労・住まいの場の確保



【現状と課題】

障がいのある人が社会的・経済的な自立を促進するため、就労の確保や一般就労移行支援は重要となり、就労支援体制の強化が必要になります。また、障がいに関する理解や啓発により、働きやすい環境づくりを促していく必要があります。

【施策の方向性】

①関係機関との連携

特別支援学校在学中から障害支援事業所や各企業などの職場体験実習を踏まえ、高等部卒業時における進路について関係機関と協議して支援します。

■男鹿潟上南秋地区特別支援連絡協議会

②雇用・就労機会の拡充

障がいのある人が働くことができるように市生活困窮相談支援員や各支援機関と連携します。一人ひとりの自立と社会参加に向けて、就労移行支援や就労継続支援の利用をあわせて、障がいのある人の雇用を促進します。

③障害者雇用の促進

障がいのある人が自立した生活を送るために就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。民間企業などにおいて障がいや障がいのある人に対する理解や配慮の啓発活動に努め、障がいのある人の雇用促進を図ります。

④障害者就労施設等から物品等の調達推進

障害者優先調達推進法に基づき、市から障害者就労施設等へ発注を通じ、障害者就労施設で就労する障がいのある人の就労機会の確保、工賃向上による経済的な自立の促進を図ります。また、ホームページで購入実績を公表します。

⑤住まいの場の確保

在宅で生活している障がいのある人が、住み慣れた地域で生活していけるよう居宅介護などの障害福祉サービスの活用を図ります。

また、本人や介護者の高齢化により自宅での生活が困難になった場合、グループホーム等への入居を相談支援機関等と連携し、支援します。

(4) 情報・コミュニケーションの支援

【現状と課題】

視覚、聴覚、音声・言語機能に障がいのある人は、日常生活での情報収集や意思疎通に支援が必要です。そのため障がいの特性に応じた手話や筆記によるコミュニケーション、必要な日常生活用具の給付などを行う必要があります。

障がいのある人が、円滑に情報を入手・活用できるように障がいの特性に応じた情報提供を図る必要があります。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（※1）が施行され、障がいのある人の情報取得や意思疎通が円滑にできる施策を推進していくこととされました。

【施策の方向性】

①手話通訳者などの活用

聴覚に障がいのある人等の意思疎通を支援するため、秋田県と連携し、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を実施します。

■手話通訳者・要約筆記者派遣事業

②手話奉仕員の養成

聴覚に障がいのある人への理解や認識を図り、日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得することを目的に手話奉仕員を養成するための講座を開催します。

■手話奉仕員養成研修

③情報提供の充実

障害福祉サービスをまとめた冊子「障害者相談の手引き」を本市ホームページに掲載し、サービスの周知を図ります。また、新規に障害者手帳等を取得した方にこの冊子を配布し、制度や各種サービスなどの情報を提供します。

■「障害者相談の手引き」作成・配布

④障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

デジタル化の推進をとおして、障がいのある人の各種手続きを容易にしたり、情報を取得しやすい環境整備に努めます。

用語解説

※1 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法…令和4年5月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が交付・施行。障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を目的としたもの

(5) スポーツ・文化芸術活動の振興

【現状と課題】

障がいのある人が充実した生活を送ることができるようにスポーツ活動やレクリエーション、文化や芸術などに参加する機会を設けることが重要です。

障がいのある人が、スポーツ活動やレクリエーション、文化活動などに参加できるように支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

①スポーツ大会やスポーツ教室の周知

「秋田県障害者スポーツ大会」や「男鹿潟上南秋地区障がい者スポーツ教室」の開催を周知し、参加を呼びかけ、参加者同士の交流を支援します。

■秋田県障害者スポーツ大会 ■男鹿潟上南秋地区障がい者スポーツ教室

②文化芸術活動の推進

障がいのある人の芸術文化活動への意欲、市民への障がいに対する理解を図るため、秋田県や関係機関等と連携し、芸術文化活動の発表の場や展示する場を周知します。

■心いきいき芸術・文化祭（秋田県主催）

基本目標Ⅲ バリアフリーの推進

障がいのある人が地域社会でいきいきとした自立生活を送り、自分の意思で移動し、社会活動に参加ができる共生社会の実現を目指して、安全・安心して生活ができる環境の整備に努めます。



(1) 福祉教育とボランティア活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人への理解や認識を深めるため、思いやりと助け合いの心を育てる福祉教育やボランティア活動が重要です。潟上市社会福祉協議会を中心にボランティア活動を推進します。

【施策の方向性】

①障がいに対する理解の促進

障がいへの理解を深めるために学童期からの福祉教育、ボランティア活動を潟上市社会福祉協議会と連携を図ります。また、障がい者のサポーターを養成する講座を実施します。

■障害者サポーター養成講座（理解促進研修）

②小・中学校における福祉教育の充実

福祉に対する理解を深めるために各小・中学校では、総合的な学習でボランティア体験、視覚障がい・聴覚障がい・高齢者等の疑似体験、福祉施設への訪問による交流などを行います。総合的な福祉体験活動を継続し、すべての人が差別を受けたり排除されることなくかけがえのない存在として尊重され、ともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる「共に生きる力」を育むことを目指します。

③ヘルプマーク（※1）・ヘルプカード（※2）の普及

配慮や支援が必要な人たちのための「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」への普及に努め、理解と協力を啓発します。

用語解説

※1 ヘルプマーク…外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク

（例）義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など

※2 ヘルプカード…障がいのある方が困ったときに支援を求めるときの「支援が必要な人」と「支援ができる人」を結ぶカード

（例）コミュニケーションに障がいのある方、災害時などの緊急時に対応することが困難な方など

(2) 地域生活とバリアフリーの推進



【現状と課題】

障がいのある人が地域で、安全・安心な社会生活を送るために住宅や公共施設のバリア（障壁）、交通や移動のバリアなどを解消し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進する必要があります。

また、障がいのある人への理解や認識を深めるなどの心のバリアフリーも重要です。障がいのある人やすべての人々が安全で快適な生活を営むことができる社会の実現を目指す必要があります。

【施策の方向性】

①制度の周知

身体に障がいのある人の日常生活の利便性を高めるため、スロープや手すりなどを取り付ける日常生活用具給付事業「住宅改修事業」があり、その周知を図ります。

■日常生活用具給付等事業「住宅改修事業」

②安全性の高いまちづくりの推進

秋田県バリアフリー条例に基づき、障がいのある人や高齢者に配慮した誰もが利用しやすい安全で快適な生活ができる社会を進めます。日常的に利用機会が多い公共施設は、障がいのある人の利用に配慮した整備や改善に努めます。

■秋田県バリアフリー条例

③外出支援制度の周知

潟上市マイタウンバスの割引、バス運賃割引、タクシー運賃割引、有料道路通行料金割引などの移動に係る各種助成制度の周知を図ります。

また、屋外での移動が困難な障がいのある人の余暇活動・社会参加のための外出支援を行います。

■地域生活支援事業「移動支援事業」

(3) 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

本市の災害対策に関する基本的な方針を示した「潟上市地域防災計画」を策定し、その中で障がいのある人や高齢者等の災害時に配慮を要する方「要配慮者」に関する避難支援体制の整備について定めています。

避難支援体制の整備については、被災リスクの高い要配慮者を重点的・優先的に進めるため、要配慮者リストを作成し、その中から災害発生時等に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方「避難行動要支援者」を特定して名簿を作成します。また、避難行動要支援者は、本人同意のもと避難に関する個別計画が作成されます。災害発生時に障がいのある人が安全に避難し、災害から身を守るために緊急時の情報提供やコミュニケーション手段の確保、日頃の見守り活動を通して、関係機関の連携が必要です。

【施策の方向性】

①避難行動要支援者情報の把握と共有

避難行動要支援者は、本人同意のもと個別計画が策定されており、市・潟上市社会福祉協議会・自治会、民生児童委員等が情報を共有し、災害時に備えます。

②単身世帯等への支援

ひとり暮らしの障がいのある人等に対して、防災・防犯・保健面での支援を行うため、民生児童委員・自治会・潟上市社会福祉協議会等との連携を図り、その安否確認と支援に努めます。

③障がい者等への対応

聴覚障がい者等が緊急時に連絡できるファックス119番の活用を周知します。

聴覚障害者用火災報知器、聴覚障害者用屋内信号装置などの日常生活用具給付事業を周知し、防災対策に努めます。

■地域生活支援事業「日常生活用具給付等事業」

④福祉避難所（※1）の確保

地震や風水害、大規模な災害が発生した際、重度障がい者など避難生活に特別な配慮が必要な方を滞在させることを想定した福祉避難所について老人福祉施設、特別支援学校等を指定し、あわせて社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努めます。

用語解説

※1 福祉避難所…地域に住む支援の必要な障がい者や高齢者等の要配慮者が災害時においても適切な支援が受けられるよう、一般の避難者が利用する指定避難所と別に設置するもの

第4章

第7期障害福祉計画・第3期 障害児福祉計画

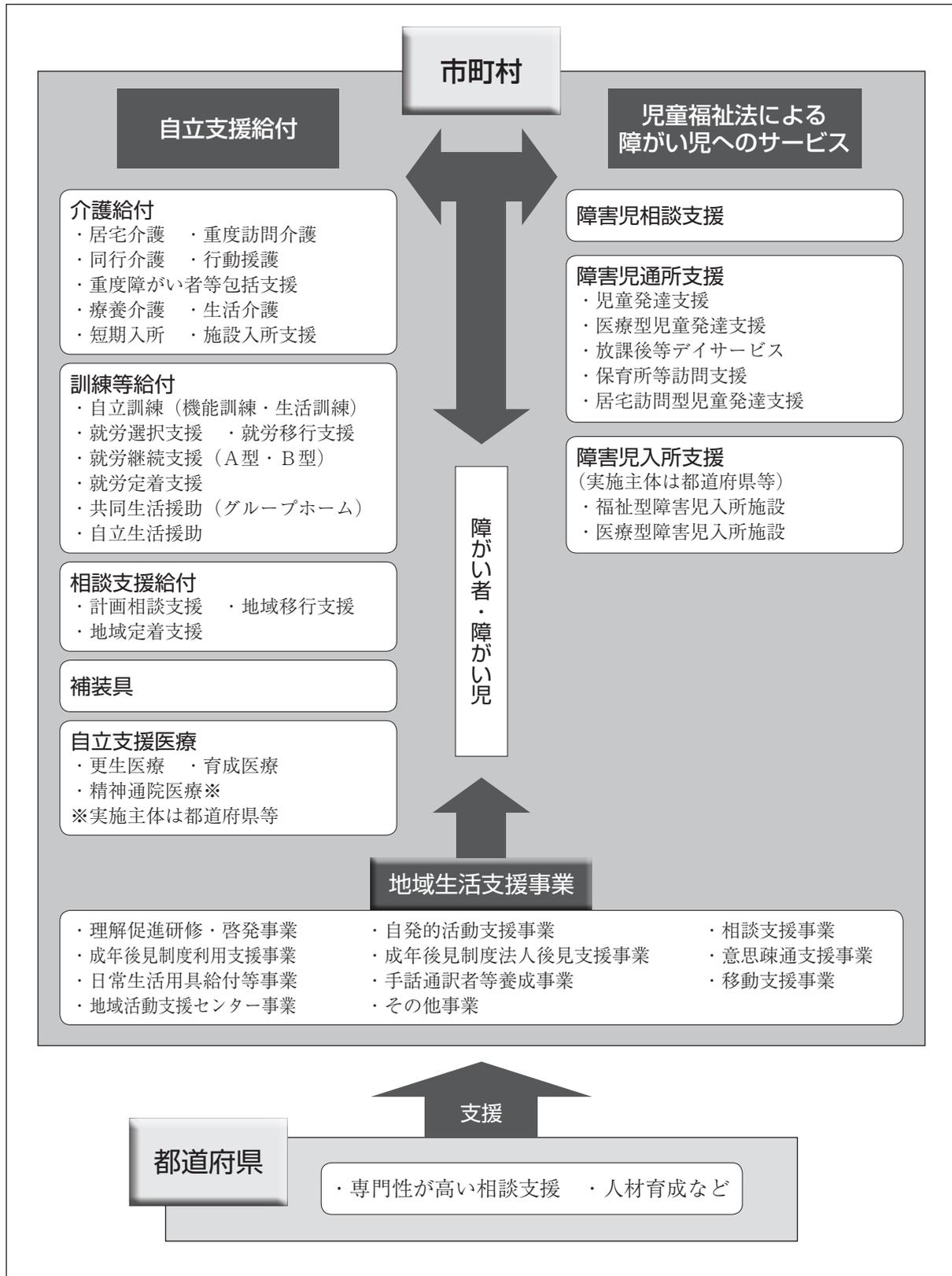
1 基本的な考え方

潟上市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示395号 最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」における、以下の基本的な考え方を踏まえ策定します。

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害者の社会参加を支える取組の定着

2 障害福祉サービス等の体系

障がい者・障がい児を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、次のとおりです。



3

令和8年度までの数値目標（成果目標）

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする」としています。

これに基づき本市では、数値目標を次のとおり設定します。

項目	数値	国の指標
令和4年度末の施設入所者数(A)	69人	令和4年度末の数値
【本市の目標値】 地域生活への移行者数	4人	施設入所からグループホーム等への 移行者数(目標6%) $69人(A) \times 6\% \div 4人$
【本市の目標値】 施設入所者数の削減見込(B)	3人	施設入所者数の削減見込数(目標5%) $69人(A) \times 5\% \div 3人(B)$
【本市の目標値】 令和8年度末の施設入所者数	66人	令和8年度末の施設入所見込数 $69人(A) - 3人(B) = 66人$

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、「精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』の構築を進めること」としています。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、早期退院率に関する目標を設定することになっておりますが、これらは秋田県において設定することとしています。

本市では、目標設定を行いませんが、精神障がい者が地域で安心して暮らせるようシステム構築にむけての協議の場の設置をめざします。

(3) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点

国の基本指針では、「障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする」としています。

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能には、「①相談、②緊急時の受入れや対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり」があり、これら5つの機能の整備状況により、多くの機能を合わせ持つ「多機能拠点整備型（※1）」、機能を分担して受け持つ「面的整備型（※2）」、両方を組み合わせた「複合型」に分かれます。

本市では、地域の福祉施設の設置状況等を勘案し、複数の機関が機能を分担して担う「面的整備型」で体制を整備しています。地域生活支援拠点として、「②緊急時の受入れや対応」を行うこととなっている事業所が2事業所あります。また、地域生活支援拠点の運営状況は潟上市障害者地域自立支援協議会で検証及び検討を行っています。

今後、地域生活支援拠点の機能充実を目指し、コーディネーター等の配置や支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を検討します。

②強度行動障害（※3）を有する障害者の支援体制

国の基本指針では、「強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに各市町村において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする」としています。

本市では、相談支援事業所や相談支援専門員と連携を図り、強度行動障害を有する障がい者の支援ニーズの把握をし、支援体制の整備に努めます。

用語解説

- ※1 多機能拠点整備型…地域内で居住支援のための機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点
- ※2 面的整備型…地域における複数の機関が相談支援事業や緊急時の受け入れ態勢など持てる機能を分担して担う体制
- ※3 強度行動障害…激しい不安や興奮、混乱の中で、他動や自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態のもの

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、「令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、このうち就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指す」とし、また目標値の設定にあたり、「令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成できないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする」としています。

これに基づき本市では、数値目標を次のとおり設定します。

①福祉施設利用者の一般就労への移行者

(ア) 就労移行支援事業所等から一般就労する障がい者数

項目	数値	国の指標
令和3年度に就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数	1人	令和3年度に就労移行支援事業を通じ一般就労した者の数
【本市の目標値】 一般就労へ移行する者の数	3人	令和8年度中に就労移行支援事業を通じ一般就労する者の数（目標1.31倍以上） ※令和5年度までの数値目標5人、就労者1人のため、未達成割合1.25 目標値 + 未達成割合 $1.31 + 1.25 = 2.53$ $1人 \times 2.53 \div 2.53$

(イ) 就労継続支援A型事業から一般就労に移行する障がい者数

項目	数値	国の指標
令和3年度の就労継続支援A型事業 実績	0人	令和3年度に就労継続支援A型事業を通じ一般就労した者の数
【本市の目標値】 一般就労へ移行する者の数	1人	令和8年度中に就労継続支援A型事業を通じ一般就労する者の数（目標1.29倍以上） $1人 \times 1.29 \div 1人$

(ウ) 就労継続支援B型事業から一般就労に移行する障がい者数

項目	数値	国の指標
令和3年度の就労継続支援B型事業 実績	1人	令和3年度に就労継続支援B型事業を通じ一般就労した者の数
【本市の目標値】 一般就労へ移行する者の数	1人	令和8年度中に就労継続支援B型事業を通じ一般就労する者の数（目標1.28倍以上） $1人 \times 1.28 \div 1人$

②就労定着率

国の基本指針では、「障害者の一般就労への定着も重要で、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率が7割以上の事業所を全体の25パーセント以上とすることを基本とする」としています。

本市には、就労定着支援事業を行う事業所が（令和6年1月現在）整備されておらず、また近隣市町村においても事業所の設置状況が十分でないことなどから、本事業については、今後の事業所等の整備状況を見極めながら取り組んでいくこととします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

障がい児およびその家族に対しては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保および共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援が地域で提供できるよう体制を構築していくことが重要です。

障がい児支援の提供体制の整備等について、令和8年度末までの目標を次のように設定します。

①児童発達支援センターの設置

【国の指針】 市町村又は圏域に1ヵ所以上設置することを基本とする。

○本市の目標値

児童発達支援センターの設置	圏域に秋田県立医療療育センターがあることから、本市では、今後も秋田県立医療療育センターと連携を図り、必要とされるサービスの提供に努めます。
---------------	---

②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）（※1）推進体制の構築

【国の指針】 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村に障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

○本市の目標値

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	本市では、すでに保育所等訪問支援のサービスを提供しており、今後も継続に努めます。
----------------------------------	--

③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

【国の指針】 児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
(実施主体は、都道府県)

用語解説

※1 インクルージョン…「包容、包み込む」という意味で、教育や福祉の分野では、「障がいがあっても地域での資源を利用し、共生社会をめざす」という理念としている

④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の指針】 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村または圏域に1ヵ所以上確保することを基本とする。

○本市の目標値

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に利用できる事業所があることから、本市では今後も事業所と連携し、必要とされるサービスの提供に努めます。
---	---

⑤医療的ケア（※1）児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の指針】 市町村または圏域に、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするが、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。

○本市の目標値

医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場の設置については、潟上市障害者地域自立支援協議会を活用し進めていきます。 ・コーディネーターの配置は、市単独では困難なため、県及び圏域の市町村との連携、調整を図ります。
----------------------------------	---

⑥障害児入所施設に入所する児童から移行調整に係る協議の場を設置（新規）

【国の指針】 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

（実施主体は、都道府県）

用語解説

※1 医療的ケア…日常的に行われる人工呼吸器の管理、経管栄養や痰の吸引、導入補助などが必要な医療的な生活援助行為

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身近な地域で相談できる体制を充実・強化することが求められています。

国の指針では、「令和8年度末までに市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター（※1）を設置するとともに専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。基幹相談支援センターを設置するまでの間において、地域の相談支援体制の強化に努める。また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする」としています。

本市では、相談支援体制の充実・強化に向けて、引き続き地域の相談支援事業所への支援に努めます。

○本市の目標値

①基幹相談支援センターの設置

基幹相談支援センターの設置	令和8年度までに基幹相談支援センターの整備に向け、関係機関と協議を進めます。
---------------	--

②基幹相談支援センターにより地域の支援体制の強化

本市では、基幹相談支援センターが整備されるまで、相談支援体制の強化に努めます。

項 目	第7期障害福祉計画目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回	2回	2回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	-	-	-

用語解説

※1 基幹相談支援センター…地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業等を実施

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。また、職員は、障害者総合支援法の内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証していくことが求められています。

国の基本指針では、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする」としています。

本市では、今後も障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する研修等に参加し理解を深めるとともに、障害者自立支援支払等システムを活用し、請求の過誤を無くするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保しながら、質の高い障害福祉サービスの提供体制に努めます。

○本市の目標値

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の提供体制の検証や請求の過誤をなくするための取組など障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制づくりを目指します。

4

障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

(1) 施設入所者の地域生活への移行等

障害福祉サービスの内容と見込量は次のとおりです。

【訪問系サービス】

■サービス内容

サービス名	サービス内容
①居宅介護	居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護・調理・洗濯・掃除等の家事を提供するサービスです。
②重度訪問介護	重度の障がいがあり常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護等を総合的に提供するサービスです。
③同行援護	視覚障がいや移動が困難な方の外出時に同行し、移動の支援を行います。視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報を提供（代筆・代読含）、外出に同行し、支援するサービスです。
④行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時の支援を行うサービスです。
⑤重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

■訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	人/月	38	35	29	36	37	38
	時間/月	413	383	350	396	407	418
②重度訪問 介護	人/月	6	7	8	8	8	8
	時間/月	828	1,055	1,200	1,200	1,200	1,200
③同行援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
④行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
⑤重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※人/月…1カ月あたりの平均利用人数

時間/月…1カ月あたりの平均サービス時間

【サービス見込量の確保の方策】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するため、個々の生活や介護実態に合ったサービス提供ができるように事業者との調整に努めます。

【日中活動系サービス】

■サービス内容

サービス名	サービス内容
①生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。 利用対象者は、常時介護が必要な方で、障害支援区分が3（施設入所は障害支援区分4）以上、または50歳以上の障がい者の場合、障害支援区分2（施設入所は障害支援区分3）以上の方となっています。
②自立訓練 （機能訓練）	機能訓練は理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練等の身体機能の維持や回復などを行うものです。
③自立訓練 （生活訓練）	生活訓練は、食事や家事等の日常生活能力の維持・向上のための支援などを行うものです。視覚障がいや移動が困難な方の外出時に同行し、移動の支援を行います。
④就労移行支援	一般就労を希望する障がい者や特別支援学校等を卒業する方で新規に就労継続支援事業B型の利用希望者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行うものです。
⑤就労継続支援A型	一般企業等で就労が困難な方に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
⑥就労継続支援B型	年齢や体力の面で一般企業への就労が困難な方に対して、就労や生産活動の場を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行うものです。
⑦就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労した方に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うものです。
⑧就労選択支援	就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項など）の結果をもとに、ハローワークが職業指導等を行い、より能力や適性に合った就労を支援します。 ※令和7年10月1日から開始が予定されているサービスです。
⑨療養介護	医療に必要な障がい者で、常に介護を必要とする方に医療機関で機能訓練や医療上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等を提供するサービスです。
⑩短期入所 （ショートステイ）	居宅で介護する人が病気などの理由により、自宅での生活が困難な障がい者に施設等で一時的に、夜間も含め食事や入浴、排せつ等の介護を提供するサービスです。

■日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	人/月	119	123	120	123	126	130
	人日/月	2,365	2,519	2,500	2,562	2,620	2,704
②自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	5	5	5
③自立訓練 (生活訓練)	人/月	5	5	6	6	6	6
	人日/月	64	76	100	100	100	100
うち、精神障害	人/月	5	5	6	6	6	6
	人日/月	64	76	100	100	100	100
④就労移行 支援	人/月	1	1	2	2	2	2
	人日/月	1	4	27	30	30	30
⑤就労継続 支援(A型)	人/月	16	12	14	15	16	17
	人日/月	201	222	280	300	320	340
⑥就労継続 支援(B型)	人/月	87	88	100	105	110	115
	人日/月	1,459	1,492	1,700	1,785	1,870	1,954
⑦就労定着 支援	人/月	1	1	1	2	2	2
⑧就労選択 支援	人/月	—	—	—	—	2	2
⑨療養介護	人/月	4	6	5	5	5	5
⑩短期入所 (福祉型)	人/月	2	4	4	5	6	7
	人日/月	21	51	58	60	72	84
⑩短期入所 (医療型)	人/月	1	0	1	2	2	2
	人日/月	1	0	1	2	2	2

※人/月…1カ月あたりの平均利用人数

人日/月…「月の平均利用人数」×「1人1カ月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

【サービス見込量の確保の方策】

福祉施設利用者が就労移行支援事業や就労継続支援事業を利用し、障がいのある人の一般就労への移行が進むように、関係機関等と連携し支援に努めます。

日中活動系サービス利用者のニーズを把握し、地域で生活する上でサービスが利用できるよう事業者等の実施状況や提供体制など関係機関と連携し、情報提供に努めます。

【居住系サービス】

■サービス内容

サービス名	サービス内容
①自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。
②共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を提供します。
③施設入所支援	施設に入所している障がい者に対して、夜間や休日に入浴・排せつ・食事等の介護等を提供するサービスです。 利用対象者は、生活介護利用者のうち、障害支援区分が4以上(50歳以上は障害支援区分3)の方となっています。

■自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援等の見込量

サービス名	単位	第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい	人/月	0	0	0	0	0	0
②共同生活援助	人/月	39	35	39	45	50	55
うち精神障がい	人/月	18	19	19	20	22	24
③施設入所支援	人/月	69	70	68	68	67	66

※人/月は、1カ月あたりの平均利用人数

【サービス見込量の確保の方策】

施設入所等の地域生活への移行が進むように共同生活援助事業所(グループホーム)利用希望者の把握に努め、施設と連携し、利用希望者の調整を図ります。

【相談支援サービス】

■サービス内容

サービス名	サービス内容
①計画相談支援	障がい者が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
②地域移行支援	入所施設の障がい者や精神病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他、地域の生活に移行するための相談や障害福祉サービス等の利用に際し、関係する事業所等へ同行し、障がい者を支援するものです。
③地域定着支援	自宅において単身等で生活する障がい者で、地域生活を継続していくために、常時連絡体制を確保することが必要な障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急時訪問や緊急時対応等の支援を行うものです。

■相談支援サービスの見込量

サービス名	単位	第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	実人数	323	338	340	342	344	346
②地域相談支援 (地域移行支援)	実人数	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい	実人数	0	0	0	0	0	0
③地域相談支援 (地域定着支援)	実人数	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい	実人数	0	0	0	0	0	0

【サービス見込量の確保の方策】

障害福祉サービス利用者のニーズにあった計画的な支援が受けられるように指定相談事業所と連携を図ります。

障がいのある人が地域生活へ移行ができるように地域移行支援・地域定着支援を活用し、関係機関と連携し、取り組みます。

(2) 地域生活支援の充実

障がいのある人の重度化や高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持った障がい者の生活を地域全体で支える拠点です。また、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証・検討します。

■地域生活支援拠点等の支給量と見込量

サービス名	単位	第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域生活支援拠点等	カ所	2	2	2	3	3	3
②地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討	利用人数(人)	0	0	0	1	1	1
	検証回数(回)	1	1	1	1	1	1
③コーディネーターの配置	人	地域の実情に踏まえて検討			地域の実情に踏まえて検討		

【取組のための方策】

障がいのある人の重度化や高齢化、「親亡き後」に備えていくことができるように、施設と連携し、取り組めます。

(3) 障がい児支援の提供体制の整備等

障害児福祉サービスの内容と見込量は次のとおりです。

■サービス内容

サービス名	サービス内容
①児童発達支援	療育の観点から集団および個別療育を行う必要があると認められる未就学時の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行うものです。
②医療型児童発達支援	未就学で肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要である障がい児に対し、児童発達支援および治療等を行うものです。
③放課後等デイサービス	就学している障がい児などに、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の必要な支援を行います。
④保育所等訪問支援	保育所などに通園している障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活へ適応のために専門的な支援などを行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障がい児について居宅を訪問して発達支援を提供します。
⑥障害児相談支援	サービスを利用するにあたり、障がい児の心身の状態や家庭環境や養育状況などを勘案し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	国の指針では、「医療的ケア児が適切な支援を受けれるために保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連絡を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する」となっています。

■障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等の見込量

サービス名	単位	第2期障害児福祉計画実績			第3期障害児福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	人/月	16	16	22	23	24	25
	人日/月	63	72	72	73	76	80
②医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
③放課後等デイサービス	人/月	57	53	54	55	56	57
	人日/月	697	627	611	660	672	684
④保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1	2	2
	人日/月	1	1	1	1	2	2
⑤居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
⑥障害児相談支援	実人数	70	67	75	76	77	78
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数	未実施			渦上市の実情を踏まえて、検討していきます		

※人/月は、1カ月あたりの平均利用人数/月

人日/月は、「月の平均利用人数/月」×「1人1カ月あたりの平均利用人数/月」で算出されるサービス量

【サービス見込量の確保の方策】

事業所等と連携し、児童の障がい特性に応じた支援が提供できるように努めます。

本市では、単独での医療的コーディネーターの配置は困難なため、圏域の市町村と連携、調整を図っていきます。医療的ケア児に対しては、渦上市障害者地域自立支援協議会で、課題解決に向けた検討ができるように努めます。

(4) 相談支援体制の充実・強化のための取組

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスなどの関係機関と連携しながら、相談支援体制の構築を進めていくことが求められています。

国の指針では、「令和8年度末までに市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する」としています。

■相談支援体制の充実・強化のための取組の見込

①基幹相談支援センター

項 目	第7期障害福祉計画目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	本市の実情を踏まえて、整備します		

②地域の相談支援体制の強化

項 目	第7期障害福祉計画目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1件	1件	1件

③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

項 目	第7期障害福祉計画目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善などを目指します		

【取組のための方策】

相談支援事業所と連携を図り、市の実情に応じた相談支援体制の充実と強化を目指します。本市の基幹相談支援センターの設置に向けて整備に努めます。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加により、事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供していくことが求められています。

国の指針では、「令和8年度末までに市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする」としています。

■取組の見込

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項 目	第7期障害福祉計画見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	2人	2人	2人

②障害者自立支援審査支払等システム審査結果の共有

項 目	第7期障害福祉計画目標		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析をし、その結果を活用し、事業所等と共有する体制	体制づくりを目指します		

【取組のための方策】

県が開催する研修などへ市職員が参加し、情報収集や情報交換などにより障害福祉サービスの質の向上を図ります。

また、潟上市障害者地域自立支援協議会などで、障害福祉サービスの利用状況を把握し、検証を行う場の設置を目指します。

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」があり、各種事業の見込み量を設定します。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービス内容

地域社会の住民に対して障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

事業名	第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

障がいのある人が日常生活を営む上である「社会的障壁」の除去を目的に障がいへの理解を深めるためのパンフレットなどを活用し、啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

■サービス内容

障がいのある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができることを目的に障がいのある人やその家族、住民が地域において自発的な活動を支援します。

事業名	第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	未実施			地域の実情に合わせて検討します		

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

本市では、実情に応じて事業の実施を検討します。

(3) 相談支援事業

■サービスの内容

障がいのある人やその保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

①障害者相談支援事業

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者 相談支 援事業	事業所数 (カ所)	4	4	4	4	4	4

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

本市では、身体・知的・精神・発達障がいにおいて、生活全般についての相談や情報提供を行うために、相談支援専門員を設置している指定相談支援事業所に委託しています。今後も事業を継続します。

②基幹相談支援センター（※1）等事業

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援 センター事業		未設置			地域の実情に合わせて整備します		
基幹相談支援 センター等強化事業		未実施			地域の実情に合わせて整備します		

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

本市では、地域の実情に合わせて、基幹相談支援センター（※1）を整備します。

③住宅入居等事業（居住サポート事業）（※2）

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等事業 (居住サポート事業)		未実施			地域の実情に合わせて検討します		

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

本市では、地域の実情に合わせて事業を検討します。

用語解説

- ※1 基幹相談支援センター…相談支援体制の強化を目的とし、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業など障がいの種別やさまざまなニーズに対応できる総合的な相談への対応を行うことを目的としている
- ※2 住宅入居等事業（居住サポート事業）…賃貸契約による一般住宅（公営住宅や民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者などに対し、入居に必要な調整等に係る支援を行い、家主などへの相談や助言を行い、障がい者などの地域生活を支援する事業

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容

重度の知的障がいまたは精神障がいのある人が障がいなどにより判断能力が不十分で、成年後見制度の利用に伴う経費の支出が困難な方に対し、申立てに要する経費等を助成します。

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	2	1	2	3	3	3

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

権利擁護の観点から、身寄りがいない場合や家族等がいる場合でも審判請求が期待できないケースがあることも予想されるため、今後も事業を継続します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの内容

成年後見制度における後見の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業		未実施			実施の有無を検討します		

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

本市では、地域の実情を考慮し、事業実施の有無を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

■サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数(人)	7	10	10	11	12	13

②手話通訳者設置事業

事業名	第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者事業	未実施			設置の有無を検討します		

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

意思疎通支援者の派遣は、秋田地域振興局や秋田県聴覚障害者支援センターと連携をしながら今後も実施します。また、手話通訳者の設置は、地域の実情を考慮しながら検討します。

(7) 日常生活用具給付等事業

■サービスの内容

自立支援用具等の日常生活用具（※1）を給付または貸与します。

区分	単位	第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	1	4	5	5	5	5
自立生活支援用具	件	3	5	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	4	2	1	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	0	2	2	2
排泄管理支援用具	件	75	76	71	75	77	80
住宅改修費	件	1	2	4	3	3	3

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

今後も障がいのある人に情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ適切に給付または貸与を実施します。

用語解説

※1…日常生活用具

介護・訓練支援用具…特殊寝台、移動用リフト等／自立生活支援用具…入浴補助用具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具…透析液加湿器、電気式たん吸引器等
情報・意思疎通支援用具…携帯用会話補助装置、盲人用時計等
排泄管理支援用具…ストーマ装具・紙おむつ等／住宅改修費…居室生活動作補助用具

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■サービスの内容

聴覚障がいのある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（手話で日常会話を行うことが必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者）の養成研修を開講します。

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数(人)	中止	中止	15	15	15	15

※令和3・4年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため中止

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

今後も研修を実施し、聴覚障がいのある人への支援者となる手話奉仕員を養成します。

(9) 移動支援事業

■サービスの内容

屋外での移動が困難な障がいのある人に外出のための支援を行い、地域において自立生活や社会参加を促します。

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数(人)	2	4	4	5	6	7

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

今後もサービスを必要とする障がいのある人に適切なサービス提供に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

■サービスの内容

障がいのある人に対して、施設において創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流を行うものです。

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	設置数(カ所)	6	6	6	5	5	5
	実利用者数(人)	15	12	12	15	15	15

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

地域活動支援センターは、地域において就労が困難な障がいのある人の交流の場となっています。今後も障がいのある人への日中の活動状況を支援します。

【任意事業】

(1) 訪問入浴サービス事業

■サービスの内容

居宅で入浴することが困難な重度の身体障がいのある人などに対して、居宅訪問をし、入浴サービスを提供します。

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	実利用者数(人)	5	6	6	7	7	7

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

今後もサービスを必要とする障がいのある人に適切なサービス提供に努めます。

(2) 日中一時支援事業

■サービスの内容

障がいのある人などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、日中、障害福祉サービス事業所などで一時的な見守りを実施します。

事業名		第6期障害福祉計画実績			第7期障害福祉計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	事業所数(カ所)	17	18	16	17	17	17
	実利用者数(人)	13	17	20	23	24	25

〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

在宅で障がいのある子どもや障がいのある人を介護している家族の一時的な休息を支援するためにも、今後も事業を実施します。

第5章

計画の推進にあたって

1 地域での自立と社会参加の促進

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めていくとともに、自分に適したサービスを選択し、社会参加ができるように情報提供や相談支援体制の充実を図るよう努めます。

2 連携と協力体制の確保

計画推進にあたり、国や県の動向を的確に把握し、本市の障がい福祉施策の推進に活かしていきます。

また、障がいのある人とその家族、市民、サービス提供事業所、医療、教育機関、社会福祉協議会、ボランティア等との連携を図り、協力体制の構築に努めます。

3 潟上市障害者地域自立支援協議会の活用

地域の障害福祉に関するシステムづくりや支援体制などを協議する場として、潟上市障害者地域自立支援協議会を活用し、本計画の進捗状況の確認を図りながら施策を推進します。

//////
瀧 上 市

第4期 障 害 者 計 画
第7期 障 害 福 祉 計 画
第3期 障 害 児 福 祉 計 画

令和6年3月発行

発行編集

秋田県瀧上市社会福祉課

〒010-0201 秋田県瀧上市天王字棒沼台226番地1
TEL.018-853-5314 FAX.018-853-5233
//////

